

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建物区分		面積区分		手数料(円)				
				適合証なし	適合証なし モデル建物法	適合証なし 誘導仕様基準	適合証あり	
ア	○一戸建ての住宅 ○複合建築物の住宅部分(住戸の数が1であるもの)	(ア)200㎡以内		38,000	—	20,000	6,000	
		(イ)200㎡を超える		43,000		21,000	6,000	
イ	○共同住宅等(建築物全体) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を 除いた床面積 ○複合建築物の住宅部分(住戸の数が2以上であるもの) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を 除いた床面積	(ア)300㎡以内		77,000		—	37,000	11,000
		(イ)300㎡を超え2,000㎡以内		127,000			63,000	23,000
		(ウ)2,000㎡を超え5,000㎡以内		217,000			114,000	50,000
		(エ)5,000㎡を超える		310,000			172,000	89,000
ウ	○非住宅建築物 ○複合建築物の非住宅部分	(ア)300㎡以内		251,000	96,000	—	11,000	
		(イ)300㎡を超え1,000㎡以内		315,000	123,000		19,000	
		(ウ)1,000㎡を超え2,000㎡以内		406,000	161,000		30,000	
		(エ)2,000㎡を超え5,000㎡以内		580,000	261,000		89,000	
		(オ)5,000㎡を超え10,000㎡以内		714,000	341,000		141,000	
		(カ)10,000㎡を超え25,000㎡以内		844,000	409,000		178,000	
		(キ)25,000㎡を超える		962,000	480,000		222,000	
エ	○複合建築物の建築物全体	住宅部分	ア (ア)~(イ) イ (ア)~(エ)	左記の面積区分に応じ上記の手数を合算				
		非住宅部分	ウ (ア)~(キ)					
オ	○建築物の連携による複数建築物	各建築物に応じた上記手数料を合算						